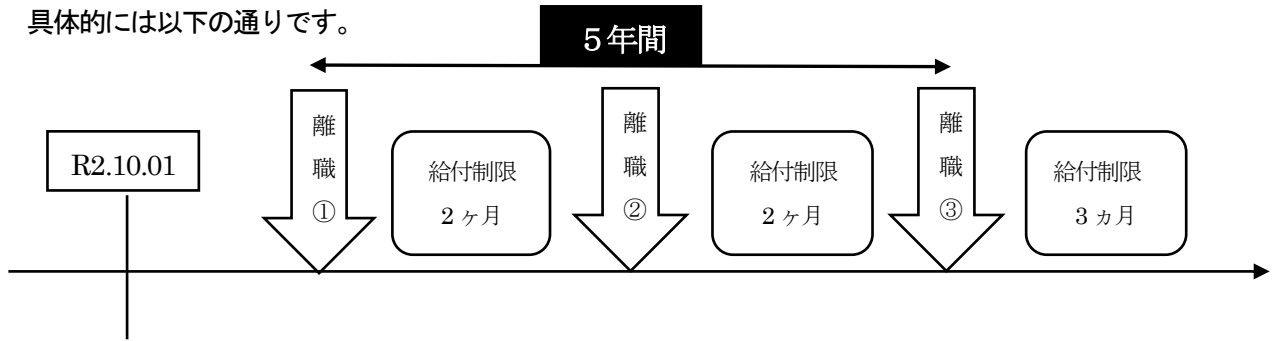


令和2年10月1日以降に離職した方について、正当な理由が無い自己都合により退職した場合の給付制限期間が3ヵ月から2か月に短縮されることになりました。ただし5年間のうち2回までの適用です。

具体的には以下の通りです。



給付制限の短縮は、安易な離職を防止する給付制限の趣旨に留意しつつも、転職を試みる労働者が安心して再就職活動を行うことができるよう支援する観点から提言されました。

離職理由が「正当な理由が無い自己都合退職（一般的な自己都合退職）」の場合、離職後ハローワークで手続きしてから、全員にかかる7日間の待期の後に、この給付制限期間が設定されます。そしてその期間の経過後に、ようやく基本手当（いわゆる失業手当）を受けられる期間となります。ところで、この給付制限期間中とその後の4週間以内に、それぞれ制限が2ヶ月である場合は2回、制限が3ヵ月である場合は3回の求職活動実績によって「失業の状態（就職の意欲があるが就職できていない状態）にある」という認定を受けなければ、基本手当を受けられません。またこの失業の認定は、本人がハローワークに行くことで受けられます。基本的に他の人に代わりに行ってもらうことはできません。

給付制限が設定されるのは、離職理由が「正当な理由が無い自己都合退職」や重責解雇された場合で、解雇などの通常の会社都合退職の場合は給付制限の適用自体がありません。その場合、離職後ハローワークにて手続き後、待期期間7日を経過すると、すぐに基本手当を受けられる期間となります。

なお、受給のために必要な事項の説明は、基本手当を受けようとする人が必ず出席しなければならない受給説明会で行われています。

**【最低賃金が改定されます】**

主要な地域の最低賃金は下記の通りです。

その他各地域の最低賃金は厚労省 HP にてご確認下さい。

東京	1,013 円	+0 円 (10/1 発効)
神奈川	1,012 円	+1 円 (10/1 発効)
大阪	964 円	+0 円 (10/1 発効)
愛知	927 円	+1 円 (10/1 発効)
沖縄	792 円	+2 円 (10/3 発効)